

(別紙)	
1 件名	第9回議会改革推進委員会会議録(要点筆記)
2 日時	平成29年 5月18日(木)
	開会 午前11時
	閉会 午前11時34分
3 場所	市議会第1委員会室
4 議題	(1) 課題、改善点等の検討について
5 出席者	関(裕)委員長、芝崎副委員長、稲川、松本(進)、金子、最上の各委員
6 事務局	金子局長、秋谷議事課長、金野庶務課長、安藤補佐、石関係長、尾熊主任、 北村主任

関（裕）委員長

本日は、お忙しい中ご参集を賜り、ありがとうございます。

開 会 午前11時00分

関（裕）委員長

それでは、ただいまから第9回「議会改革推進委員会」を開会いたします。

本日の出席委員は、全員であります。

ただ今、1名の方から傍聴の申請が出ておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、前回、                    から追加提案されました大きな5の「(12)川口市議会会派規程の改正について」でございますが、                    から新たな案を示したいとのことでございますので、事務局から、資料を配付願います。

— 事務局資料配布 —

関（裕）委員長

それでは、ご説明をお願いします。

                    

自民

まず、前回、提案した第3条第3項の「原則として」と第4項を削除とした改正案は取り下げさせていただく。ただいま配付したものを正式に                    案として提案させていただくので協議願いたい。そもそも会派に所属する議員と無所属議員との違いは、会派に所属していれば常任委員会、特別委員会の正副委員長に優先的に就くことができ、審議会の委員についても同様である。また、議会運営委員会にも会派から委員を出すことができる。そして、各会派代表者会議において重要な案件を協議することもできる。その点が無所属議員と会派に所属する議員の大きな違いである。

今回、提示させていただいた案はその点を盛り込んだ内容となっており、先の3月定例会において                    の議案に対する賛否が分かれたことへの対応ということで提案させていただくものである。

内容としては、まず第3条第3項の「原則として」は前回の案と同様、削除する。第4項については、会派として採決にあたり一致した行動をとることができない場合は、当該定例会の閉会後から任期中の期間においては、川口市議会運営委員会規程第3条第2項に規定する交渉団体とは認めないとするものである。これにより一致した行動をとることができない場合には、各会派代表者会議、議会運営委員会委員、各種審議会委員、戸田競艇企業団議会議員などが割り振られないこととなり、実質的には無所属と同様の扱いとなる。さらに第5項を追加し、第4項により交渉団体と認めない場合において、会派を解散し、名前だけを変えて同じ議員構成で新たに会派を結成することができないようにするものである。

この新たな改正案が                    の最終案であるので、6月定例会には間に合わないと思うが、次の定例会には間に合うように、各会派の協議をお願いしたい。

関（裕）委員長

公明

ただいまの説明に関し、各会派からご意見を伺います。

から、お願いします。

前回は述べたが、会派は本来一致した行動をとるべきであり、埼玉県議会でも川口市議会に先立って会派規程が作られたが、度々、会派で賛否が分かれた事例が発生したことにより、その抑止効果として会派規程を作ったものである。川口市議会会派規程も原文は埼玉県議会の会派に関する規程とほぼ同じである。現行の規程では第3条第3項に「原則として」、第4項に「会派は、宗教、職業倫理等の特段の事由により、会派として前項の規定による一致した行動をとることができない場合は、その旨及びその理由をあらかじめ議会運営委員会で明らかにしなければならない。」と規定されているが、「明らかにしなければならない」としか規定されておらず、「特段の事由」にあてはまるかどうかを諮る過程まで到達していない。理由を明らかにした上で認められなかった場合は、改正案の第4項、第5項の規定を追加することは非常に重要であるが、そこに至る前に「特段の事由」と認められるかを議会運営委員会に諮る過程を盛り込むことが必要と考える。例えば、現行規程の第4項を残しつつ、「特段の事由」と認められるかは議会運営委員会に諮り、認められない場合は案第4項、第5項の規定によるという趣旨を追記してはどうか。

先の3月定例会において当時、から議会運営委員会で説明があり、庁舎の場所の問題も「職業倫理等」に含まれるのではないかとのことであったが、これは本来の会派規程の「特段の事由」の趣旨にはまったく当てはまらなないと考える。

ここで言う「職業倫理等」とは、国会で言うところのIR法案や臓器移植法などの難しい判断を「職業倫理等」と捉えて良いのではないかと考える。

現行規程の第4項を残しながら、議会運営委員会で諮る過程を盛り込むことがとしての意見である。

関（裕）委員長

共産

続きまして、から、お願いします。

現行の会派規程でよいと考える。なぜかと言うと、会派規程が誤っているのではなく、会派規程に沿っていない会派があるとすれば、それが問題である。

会派規程を改正するとなると、会派規程が間違っていたということになる。

会派は、会派規程に沿って行動することが求められる。そうでなければ、これまでずっと誤った会派規程に沿って行動していたことになる。今回の場合を想定しているのであれば、会派規程が誤っていたのではないと考える。

そもそも会派はどうしても組まなければならないものではない。毎回、意見の一致が図れないならば会派を組む必要はないので、会派規程が誤っていたわけではない。

関（裕）委員長

から、お願いします。

川口新聞

この議論が発生した経緯として3月定例会の最終日に私も議会運営委員会を傍聴していたが、まず第1に事実認識があったことを先日の議会改革推進委員会でも説明させていただいた。我が会派としては、3月の定例会においては退席という形で意思表示をさせていただいたが、過去においては会派として規程と乖離した行動をとっているとは思わない。

川口市議会においては我々、[ ] 以外は会派といっても「政党」であると認識している。政党においては意見を一致させることは可能かもしれないが、会派というのは一定の条件を満たせば、意見が割れることも考えられる。

そして、先の3月定例会においては賛否を明らかにするよりも離席という形で、会派の中で意思表示をした。その点は会派規程と乖離しているとは思わない。

[ ] 改正案については会派に持ち帰り、議論させていただく。

関(裕)委員長

[ ] から会派を組んでいるけれども、それぞれ議員としての行動は分かっても仕方がないのではないかと意見がありましたが、会派に所属している議員と無所属の議員の違いはどこにあるのでしょうか。例えば交渉会派として認められると役職の割り当てが大きく違うところがあります。そのことがないと、会派と無所属の違いがあいまいになってしまうのではないのでしょうか。その点について [ ] はどう考えますか。

川口新聞

思想、理念が合致せずとも行動に関しては一定の理解をお互いにしているのであれば、会派として受け入れることは規程から乖離したものではないと認識している。無所属で活動している議員については、それぞれにポリシー、理念があって行動していると思われるが、それは無所属の議員に聞いていただければと思う。

関(裕)委員長

会派と無所属の違いについて、[ ] から何かありますか。

自民

やはり特別委員会、常任委員会、戸田競艇企業団議会議員等の議会の公職の割り振りが会派に所属している議員と無所属の議員の大きく違う点である。これからも場合によっては一致した行動を取れない可能性があるというのは、[ ] からの発言があったとおりである。[ ] に申し上げたいのは、現行の会派規程では、また同じことを [ ] がやる可能性があるということは、いみじくも [ ] の発言のとおりである。現在の会派規程ではどうすることもできないことが証明されたと思う。

関(裕)委員長

[ ] 。

川口新聞

証明されたように聞こえたのであれば訂正させていただくが、当然、会派である以上は、その中で一定の結論を導き出すよう議論を尽くすのは当然である。最初から意見が違うから何もしないと申しているのではない。出し尽くすこと

がないほど議論はした上で、それでも意見の一致に至らないことも1～2%あるのではないかということである。

当然、議会人としては、会派として一定の結論を全員で導き出すよう議論することを改めて表明させていただく。

関（裕）委員長

■■■■、お願いします。

公明

■■■■のおっしゃることはよくわかるが、来年以降も新庁舎にかかわる予算は継続する。その都度、新庁舎の問題を「特段の事由」として理由に挙げて、意見の一致ができないことをご理解いただきたいと説明するようでは、現行の会派規程を変える必要がある。残念ながら「特段の事由」を認めるか否かを踏る作業が今のままでは抜けている。また来年の3月議会でも同じような場面が予想されるので、今のうちに整備しておく必要があるのではないか。

関（裕）委員長

■■■■、お願いします。

川口新国

我々も今回の結論に至ったのは、何もせずただ見ていたわけではない。議会運営委員会では言葉足らずなところがあったという印象を持っているが、次回以降、簡単に意見の一致ができないというわけにいかないことは重々承知している。意見が分かれる場合は言葉を多くして会派内でも一定の導きをできるように努力させていただく。限りなく統一の見解を出せるように努力するとしか今現在は言えないが、他の会派に心配をかけないように努力させていただく。

関（裕）委員長

本日はこの案件1件なので、皆さんとのフランクな意見交換ができればと思います。

私が思うに、「特段の事由」という文言があいまいで、第4項に「宗教、職業倫理等」とありますが、「宗教、職業倫理等」とは何か、議論を深めるべきはないかと思います。

川口市議会には宗教家はいないと思いますが、例えば他市の議会では、お坊さんが兼業で議員をやられていることもあります。そのような議員が宗教、思想を主張されて、「宗教上の教えによってそのような思想は教え込まれていない、よって会派に属しているがこの議案は思想に反しているので反対する」という行動をとる場合は明確に「特段の事由」に該当すると考えられます。

また、例えば葬儀社の社長が議員の場合、火葬場建設で式場を建てるとなった際に「式場を建てられては困る。うちも葬儀社として式場を持っているから、商売があがったりになってしまう。社員を食べさせていくことができなくなってしまいますので会派としては賛成しているが、個人としては反対したい。社員のことも踏まえて、これは職業倫理だ。」と主張した場合にはこれは認められていいものなのか。どこまでが「職業倫理」なのか。

また、「等」とはどこまでを指すのかということをもっと議論されていいのではないのでしょうか。そこを明らかにすれば今回のような問題も少しずつ解決し

共産

ていくのではないのでしょうか。

「宗教」、「職業倫理」、「等」この3つの文言についてどう捉えるか意見交換したいと思いますが、いかがでしょうか。

、お願いします。

現行の規程で「原則として」との文言や、「特段の事由により」との例外がなぜ設けられているか。そもそも議決は会派として議決しているわけではなく、個々の議員の議決によって最終的に多数かどうかを決めるものである。

選挙でも比例代表制のように会派として投票されて議員が選ばれているわけではない。それぞれ会派に属しているか否かの違いがあっても一人の議員として名前を書かれて選挙で選ばれている、基本は一人ひとりの議員の議決に重きが置かれているものと思われる。この一人ひとりの議員の議決の重さを考慮して現行規程の「原則として」や例外の規定があるものとする。

しかし、会派を組んだからには様々な無所属議員との違いが発生しているわけだから当然会派の責務は重く守るべきである。

政党であっても最終的には会派として一致した判断を出すのが、でも、でも、でも経過を見れば、いろいろな議論をした上で会派として最後は統一した意見を出そうということをやっているのだから、初めからうまく統一した意見が出ているわけではない。

会派を組むからには、こういった会派の責務を果たすことが当然のことである。それができないということであれば、会派は組まなければいけないものではないので、会派を組まないこともひとつの方法ではないかと思う。

第3条第1項に「議会内の自律的な団体」との文言もあるように、会派がそれぞれの責務を踏まえたうえでお互いに責任を持ってやろうというまことに「自律的な団体」であるならば、規程で厳格に決めるのではなく、これまでも現行の規程を守ってきたと思うので、そのような自律的な行動ができていないという印象があるならば私拭する努力を会派としてしなければならない。規程を変えてしまうのはもったいない。この間、自律的に努力してきたことがルールを変えないとできないのかということになってしまうことがもったいない。

、お願いします。

関（裕）委員長

自民

会派規程は新しい規程である。平成22年に作られて約7年しか経っていない。当時は、も、も、も、その他の会派も一致した行動をとるのが会派として当然だと認識があった中で「原則として」、「特段の事由」という文言が盛り込まれていると考える。今回のようなように激論に激論を重ねた上で納得がいかず、意見が割れるということは想定していなかったのではないかと。よってこのようなあいまいな文言となっていると考える。

しかしながら今回、激論に激論を重ねた結果、は意見が割れる結果となった。また、の発言からも1～2%あり得るとの発

関（裕）委員長

言もり、今後も意見が割れることがありえる。現在の会派規程ではどうにもならないので、我が[ ]は厳しい会派規程に改正すべきと提案している。それができなければ会派を解散して無所属でそれぞれ自由に議決に臨めばよいだけの話しである。以上のことから改正案に同調していただきたい。

意見が一致しないならば無所属で活動すればよいという点は、[ ]と[ ]の意見で共通するところがあると思います。  
[ ]、いかがでしょうか。

[ ]  
自民

とにかく、議会中は何百人という職員が議場に集中するわけであるから、10時の開会に間に合わせて、無駄な時間を省くためにもしっかりとした会派規程を設けるべきである。

関（裕）委員長

[ ]、お願いします。

[ ]  
公明

現行規程では抑止効果がないと[ ]も認識している。今後、改正し、適切に会派としての自覚と一致した行動が取れるような規程にすべきであり、この点に関しては賛成する。「職業倫理等」といったあいまいさをきちっとした形で賛否を明確にする場面が必要である。主張するのは一方通行であり、自分では「等」の中にこういう行為が含まれると認識していても、なかなかそれが他の会派に通じない、議会運営委員会で認められないケースもある。

現行では努力義務的なあいまいな内容になっているので、これをきちっと改正していくことが大事である。

関（裕）委員長

[ ]、いかがでしょうか。

[ ]  
川口新国

今、各々の会派の方の意見を聞いて重々理解させていただいた。会派規程の内容については会派に持ち帰り検討するが、私の主張としては冒頭にも説明したとおり事実誤認からスタートしているということがある。会派規程は平成22年に制定されたということで、制定から時間が経っていない。その頃には議場を二分するような議案があったかどうかは過去の議案を調べてみなければわからないが、そういったことも踏まえてもう一度、持ち帰って話し合いたい。

関（裕）委員長

仮に現行規程の第4項を残すなら「宗教、職業倫理等の特段の事由」の内容について申し合わせ事項に明記するなどの工夫があっても良いのではないのでしょうか。これに当てはまらないことであれば議会運営委員会で協議するというのも工夫かと思います。

これから色々な角度から議論を深めていただければと思います。

この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するというところでよろしいでしょうか。

関（裕）委員長

— 異議なし —

それでは、そのように決定させていただきます。

最後に、次回の日程につきましては、平成29年7月25日（火）、午前10時から第1委員会室で行いますので、日程の確保をお願いいたします。

以上で、本日予定いたしました協議事項は、終了いたしました。

これをもちまして、第9回「議会改革推進委員会」を閉会いたします。

本日は、たいへんご苦勞さまでした。

閉 会 午前11時34分